

東京くらし方会議設置要綱

4 政政政第 7 3 9 号

4 産労総企第 9 5 1 号

令和 5 年 1 月 2 7 日

一部改正 5 政政政第 2 4 7 号

5 産労総企第 3 0 3 号

令和 5 年 6 月 2 0 日

(目 的)

第 1 誰もが活躍できる持続可能な社会の実現を目指すため、都民の働き方や生き方に関わる様々な社会の制度や会社組織の状況等について、有識者との意見交換を通じて検討を進めることを目的に東京くらし方会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 会議では、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 働き方や生き方に関わる国の税制や社会保障制度に関する事
- (2) 企業の現場や家庭も含めた状況に関する事
- (3) その他、会議の目的を達成するために必要な事項に関する事

(構 成)

第 3 会議は、知事が別途指名する委員をもって構成する。

2 知事が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(任 期)

第 4 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任することができる。

(召 集)

第 5 会議は、知事が招集する。

(座 長)

第 6 会議には座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門家会議)

第 7 座長が必要と認めるときは、専門家会議を別途設置することができる。

2 その他専門家会議の取扱いは、別途定める。

(会議の取扱い)

第8 会議は原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不相当と認めるときは、非公開とする。

(議事録)

第9 会議の終了後に作成し、後日公開する。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(謝 金)

第10 会議の委員及び第3第2項の規定により出席した者に対し、謝金を支払うことができる。謝金額については、外部講師謝金支払基準に基づき決定する。

(事務局)

第11 会議の事務局は、政策企画局及び産業労働局とする。

(その他)

第12 この要綱で定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年6月20日から施行する。